

株主各位

大阪府吹田市江坂町一丁目 23 番 28-701 号  
(本部 名古屋市中区栄五丁目 27 番 12 号)

**日邦産業株式会社**

代表取締役  
社長 大塚 眞 治

## 第 5 5 期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第 5 5 期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

### 記

**報告事項** 1. 第 55 期 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日) 営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

2. 第 55 期 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日) 連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記計算書類の内容および監査結果を報告いたしました。

### 決議事項

**第 1 号議案** 第 55 期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は 1 株につき 15 円と決定いたしました。

**第 2 号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(変更内容は、下記「定款新旧対照表」をご参照ください。)

### 定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	(機関) 第3条の2 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) 監査役 3) 監査役会 4) 会計監査人

変更前	変更後
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告により行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>20,000,000株とする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>20,000,000株とする。</u></p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第5条の2 当会社は、<u>商法211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第5条の2 当会社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第6条 当会社の1単元の株式の数は、<u>1,000株とする。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当会社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p>
<p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当会社は<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第7条の2 <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol>

変更前	変更後
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>(2) 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の<u>株主名簿、新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>(2) 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(招集の時期)</p> <p>第11条 会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づき、<u>本店の所在地又は名古屋市</u>において招集する。</p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づき招集する。</p>

変更前	変更後
<p data-bbox="325 97 395 118"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="157 396 283 418">（決議の方法）</p> <p data-bbox="157 425 563 522">第13条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p data-bbox="236 551 563 672">(2) 商法第343条の規定によるべき特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって決する</u>。</p> <p data-bbox="157 725 348 746">（議決権の代理行使）</p> <p data-bbox="157 753 563 851">第14条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p data-bbox="157 879 238 901">（議事録）</p> <p data-bbox="157 908 563 1051">第15条 当会社の株主総会における議事の経過の要領及びその結果についてはこれを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または、<u>電子署名を行う</u>。</p> <p data-bbox="157 1079 305 1100">（取締役の選任）</p> <p data-bbox="157 1108 563 1150">第17条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="236 1158 563 1250">(2) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p data-bbox="236 1279 563 1322">(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p data-bbox="572 97 977 147">（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="572 154 977 375">第11条の2 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="572 404 697 425">（決議の方法）</p> <p data-bbox="572 432 977 551">第13条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p data-bbox="650 551 977 701">(2) 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p data-bbox="572 729 762 751">（議決権の代理行使）</p> <p data-bbox="572 758 977 851">第14条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p data-bbox="572 879 652 901">（議事録）</p> <p data-bbox="572 908 977 1029">第15条 当会社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>についてはこれを議事録に記載または記録する。</p> <p data-bbox="572 1079 720 1100">（取締役の選任）</p> <p data-bbox="572 1108 977 1150">第17条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="650 1158 977 1279">(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p data-bbox="650 1279 876 1300">(3) （現行どおり）</p>

変更前	変更後
<p>(取締役の任期) 第18条 当会社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第18条 当会社の取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 当会社の代表取締役は、取締役会において定める。 (2) <u>当会社は、取締役会の決議をもつて、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 (2) <u>取締役会はその決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第21条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) <u>取締役及び監査役の前全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第21条 (現行どおり) (2) <u>取締役および監査役の前全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第22条 当会社の取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第22条 当会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第24条 当会社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 (2) <u>前項の議事録は、その原本を本店に10年間備置く。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第24条 当会社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 (2) (現行どおり)</p>

変更前	変更後
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第25条 当会社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条の2 当会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(2) 当会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 当会社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(2) 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条の2 当会社は、<u>会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 当会社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 当会社の監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

変更前	変更後
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 当会社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備置く。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 当会社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第34条 当会社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第34条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条の2 当会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条の2 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

変更前	変更後
<p>(<u>営業年度及び決算期日</u>)</p> <p>第35条 当会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期日とする。</u></p>	<p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第35条 当会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(<u>利益配当金</u>)</p> <p>第36条 当会社の<u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当</u>)</p> <p>第36条 当会社の<u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p>
<p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第37条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条の5に定める金銭の分配(以下、「中間配当」という。)</u>を行うことができる。</p>	<p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第37条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p>
<p>(<u>配当金の除斥期間等</u>)</p> <p>第38条 当会社の<u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>前項の利益配当金及び中間配当金には、利息を付さない。</u></p>	<p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第38条 当会社の<u>剰余金の配当金(中間配当金を含む)が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>前項の剰余金の配当金(中間配当金を含む)には、利息を付さない。</u></p>



- 第 3 号議案** 取締役へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てる件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
取締役に対して、850 個（当社普通株式 85,000 株）を上限として新株予約権を発行するものであります。
- 第 4 号議案** 監査役へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てる件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
監査役に対して、150 個（当社普通株式 15,000 株）を上限として新株予約権を発行するものであります。
- 第 5 号議案** 従業員等へのストックオプションとしての新株予約権を発行し割当てる件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
従業員等（業務執行役員および従業員）に対して、2,000 個（当社普通株式 200,000 株）を上限として新株予約権を発行するものであります。
- 第 6 号議案** 監査役 1 名選任の件  
本件は、原案どおり承認可決され、監査役に石川譲史氏が新たに選任され、就任いたしました。  
なお、石川譲史氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

以 上

---

---

利益配当金のお支払いについて

- (1) 銀行振込ご指定の方には、「利益配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。
- (2) 銀行振込をご指定されていない方は、同封の「利益配当金領収証」の記載事項をご高覧のうえ、銀行取扱期間内にお受取りください。